

砂川地区保健衛生組合  
特定事業主行動計画

令和元年 11 月

砂川地区保健衛生組合

# 砂川地区保健衛生組合特定事業主行動計画

砂川地区保健衛生組合長

砂川地区保健衛生組合特定事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号以下「次世代法」という。）第 19 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 15 条に基づき、砂川地区保健衛生組合長が策定する特定事業主行動計画です。

## 1.はじめに

次代の社会を担う子どもたちを健やかに育てられるよう、仕事と生活の調和を図り、子育てしながら働きやすい職場環境の実現を目指し、平成15年7月に次世代法が制定されました。また、働く女性が個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる社会を実現するため、女性の積極的な採用や登用、仕事と家庭の両立を図るための環境整備の実現を目指し、平成27年8月に女性活躍推進法が制定されました。これらの法律では、地方公共団体を「特定事業主」と定め、その取組を総合的かつ効果的に実施できるように、行動計画を策定することが義務付けられています。このことから砂川地区保健衛生組合では、女性の職業生活での活躍を実現するため、仕事と家庭を両立させるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進し、働きやすい職場環境を提供するための行動計画を策定しました。

## 2.計画期間

本計画の期間は、令和元年度から令和7年度までの7年間とします。

## 3.計画の推進体制等

砂川地区保健衛生組合では女性職員の活躍を推進するため、事務局が本計画の策定、変更、本計画に基づく取り組みの実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等を行います。

## 4.取組項目

### (1) ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組

#### ①休暇取得の推進

- ・ 職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得促進を図ります。
- ・ 周りの職員の休暇取得にも配慮し、お互いに休暇を取得しやすい職場環境を作ります。
- ・ 休日等と年次休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促進します。
- ・ 週休日の振替と休日の代休日の消化を徹底します。

#### ②時間外勤務の縮減

- ・ 毎週水曜日を「ノー残業デー」とし定時退庁を徹底します。
- ・ 時間外勤務が特定の職員に偏らないよう職員間の業務量の平準化を図ります。

毎年、前年度の取組実施状況を砂川地区保健衛生組合の構成市町の庁舎前掲示場で公表（公表時期7月）します。

## 5.数値目標《目標達成年度：令和7年度》

以下の数値目標を設定しました。

(1) 年次有給休暇取得の促進

- ・職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数の割合を85%以上にします。

(2) 定時退庁日（ノー残業デー）の徹底

- ・毎週水曜日は100%定時退庁とします。

(3) 女性職員の活躍推進に向けた取組

- ・砂川地区保健衛生組合は、砂川市からの派遣職員のみで構成されている組織であり、職員の任用に関しては一事業所としての権能を有しておりませんが、砂川地区保健衛生組合で採用する嘱託職員については、採用者に占める女性職員の割合を50%とします。